

- 健康チェック表による乗務員の健康状態の確認
- アルコール検知器の除菌

## (2) 車内の感染防止対策の確認及び対処

- 点呼までの間に自社で実施した車内消毒実施の確認
- 消毒剤の散布または消毒剤による清拭、経済産業省により効果があると公表された界面活性剤（洗剤）を使用した清掃。なお、消毒剤の使用にあたっては有効成分とその濃度及び使用期限に注意すること。さらに消毒剤、洗剤のいずれにおいても用法用量を正しく守って使用すること。
- 運転席の感染防止対策確認、乗務手袋着用の励行
- 消毒液、清拭消毒用具等搭載のチェック
- 乗務員用のマスク、使い捨て手袋の予備搭載の確認

## (3) 運行管理者自身のとるべき措置

- 運行管理者と運転者の間の適切な距離の確保
- 運転席周りの仕切りや最前列座席の封鎖など
- 運行管理者等のマスク着用、点呼前後の手洗い等

## 3. バスの運行時における対応

バスの運行時には、特につぎの事項に留意して、これを行う。また、利用者に対して協力をお願いすべき事項は、原則として、旅行会社から利用者へお願いして頂く。

### (1) 乗車時・降車時

#### ①バス会社の対応

- 以下の点について、車内アナウンス等により利用者への協力依頼
  - ・マスクの着用、会話の手控え大声による会話の原則として禁止
  - ・乗車時及び再乗車時における手指の消毒
  - ・降車時、必要に応じ通路に立ち列ができないよう順次の離席
- 利用者との間の一定の距離確保又は例えば換気に留意して、運転席周りの仕切り等により濃密接触の防止
- 消毒液の常備装備
- 可能であれば、現場の判断により、利用者降車時に手すり等複数の利用者が接触する可能性のある部分の消毒